日銀業第３９７号
２０２６年１１月６日

取　　扱　　機　　関
取りまとめ参加者　御中
中途換金取りまとめ参加者

日　　本　　銀　　行

「個人向け国債の事務取扱いに関する細則」の一部改正等に関する件

個人向け国債の販売対象が拡大されることとなったことに伴い、標記規程の一部を別紙１．のとおり改正し、本年１２月７日から実施するとともに、別紙２．のとおり経過措置を講ずることとしましたので、通知します。

以　　上

別紙１．

「個人向け国債の事務取扱いに関する細則」中一部改正

○　目次の［参考２］を横線のとおり改める。

［参考２］　提出書類の記入例

１．
∫　略（不変）
４．

５．国債売渡申込書（~~個人向け国債~~中途換金用）

６．略（不変）

７．国債売渡申込明細書（~~個人向け~~国債中途換金用）

８．~~個人向け~~国債払込不履行内訳明細書

○　５．（１）（注２）を次のとおり改める（全面改正）。

（注２）省令第７条第１項の規定により中途換金にかかる個人向け国債の買取りを行う場合には、中途換金の請求をしようとする者から同条第２項または第３項に規定する書類の提出を受けて下さい。

○　５．（１）イ、（イ）を横線のとおり改める。

（イ）参加者取扱機関の下位機関である非単独間接参加者取扱機関は、顧客（省令第４条に規定する個人向け国債を有する者または省令第７条第１項各号もしくは同条第５項に規定する~~相続人~~者をいいます。以下５．において同じです。）からの請求に基づいて買取り（省令第６条または第７条の規定による中途換金にかかる個人向け国債の買取りをいいます。以下５．において同じです。）を行ったときは、遅滞なく、自己の指定参加者である参加者取扱機関に対して当該買取りにかかる国債売渡の申込みを行って下さい。

○　５．（１）イ、（ロ）ｂ．を横線のとおり改める。

ｂ．参加者取扱機関が日銀ネットの利用金融機関等でない場合

正午までに(注７)、「国債売渡申込書（~~個人向け国債~~中途換金用）」（[参考２]５．。以下「国債売渡申込書」といいます。）および「国債振替決済振替申請・通知書」（[参考２]６．。以下「振替申請書」といいます。）を業務局営業業務グループに提出して下さい。

（注１）
∫　　} 略（不変）
（注５）

（注６）業務処理小区分「~~個人向け~~国債売渡申込（中途換金）」（コード　７４１２０１）の入力後に出力される「~~個人向け~~国債売渡申込（中途換金）受付通知」の記載内容を確認のうえ、当該内容に異議がある場合には、業務局営業業務グループに売渡申込日の午後４時までに申出て下さい。申出がない場合には、当該入力による国債売渡の申込みに異議がないものとみなします。

（注７）略（不変）

○　５．（１）ロ、（ロ）を横線のとおり改める。

（ロ）取りまとめ参加者または中途換金取りまとめ参加者は、（イ）の依頼を受けた場合には、次の各号に掲げる区分に従い、遅延なく、当該買取りにかかる国債売渡の申込みを行って下さい(注１)(注２)。

また、取りまとめ参加者は、日銀ネットの利用金融機関等であるか否かにかかわらず、売渡申込日の午後３時までに、取りまとめ参加者の下位機関である非単独間接参加者取扱機関毎の額面金額を記載した「国債売渡申込明細書（~~個人向け~~国債中途換金用）」（[参考２]７.）を業務局営業業務グループに提出して下さい。

ａ．略（不変）

ｂ．取りまとめ参加者または中途換金取りまとめ参加者が日銀ネットの利用金融機関等でない場合

正午までに、国債売渡申込書および振替申請書を業務局営業業務グループに提出して下さい。

（注１）
　∫　　略（不変）
（注３）

（注４）業務処理小区分「~~個人向け~~国債売渡申込（中途換金）」（コード　７４１２０１）の入力後に出力される「~~個人向け~~国債売渡申込（中途換金）受付通知」の記載内容を確認のうえ、当該内容に異議がある場合には、業務局営業業務グループに売渡申込日の午後４時までに申出て下さい。申出がない場合には、当該入力による国債売渡の申込みに異議がないものとみなします。

○　５．（２）（注２）を横線のとおり改める。

（注２）特定障害者扶養信託契約（相続税法第２１条の４第１項に規定する特定障害者扶養信託契約をいいます。）または特別障害者扶養信託契約（所得税法等の一部を改正する法律（平成２５年法律第５号）第３条の規定による改正前の相続税法第２１条の４第１項に規定する特別障害者扶養信託契約をいいます。）を締結している受託者からの振替手続等の場合には、イ、およびロ、の規定にかかわらず、当該受託者の参加者口座または顧客口座の信託口から売渡人の参加者口座（自己口）または間接参加者口座（自己口）への振替を確実に行って下さい。

○　５．（３）中「個人向け国債払込不履行内訳明細書」を「国債払込不履行内訳明細書」に改める。

○　７．を横線のとおり改める。

７．振替先口座の確認

取扱機関は、個人向け国債の振替手続において、自己が開設している顧客口座が振替先口座となる場合には、振替先口座を有する顧客が~~個人または特定障害者扶養信託契約もしくは特別障害者扶養信託契約を締結している受託者であることを~~個人向け国債を有することができる者であることを省令および「個人向け国債の発行等に関する省令第五条に規定する者を定める件」等に従い確認して下さい。

○　［参考２］５．を次のとおり改める（全面改正）。

提出日付を記入

記載上の注意事項は裏面参照

業務処理区分
７４５２０１

＜日本銀行業務オンラインによる提出時には、別途、同オンライン上の報告資料名の下部に記載された照会先へ電話連絡して下さい。＞

国 債 売 渡 申 込 書 （中途換金用）

（提出日）令和９年 12月 15日

売渡日	令和９年 12月 16日

日 本 銀 行　　御中

（売渡人）(注1)

株式会社 ○○銀行

当方または当方の下位機関である間接参加者取扱機関が権利を有する個人向け国債を、「個人向け国債の発行等に関する省令」（以下「省令」といいます。）および「個人向け国債の事務取扱い等に関する規則」、「個人向け国債の事務取扱いに関する細則」その他の日本銀行が定めた規則等に基づき、右上部記載の売渡日に、下記の条件により国債整理基金に売渡したく、申込みます。

本件につきましては、売渡国債の代金計算は、省令および日本銀行から通知された個人向け国債募集取扱要項所定の計算式により当方においてこれを行い、万一過誤のあった場合にはいつでも当該国債を売戻されて差支えありません。また、代金計算の過誤により貴方に損害を及ぼしたときは、当方において損害賠償の責に任じます。

売渡区分（該当コードを○で囲む）		通常分：①　払込不履行分：２（コード）	売渡区分コード：１	銘柄	個人向け利付国庫債券プラス（変動・１０年）第２０１回	銘柄コード	JP1111201T11
払出先	参加者(注2)	○○銀行	振決参加者コード：××××	額面金額（A）		額面金額	＊1,000,000円
	種別	種別名なし	種別コード：	経過利子相当額（B）(注5)		経過利子相当額	＊105円
	口座区分(注3)	自己口Ⅰ	口座区分コード：０１	中途換金調整額（C）(注6)		中途換金調整額	＊950円
	売渡人(注4)		売渡人コード：	売渡代金 (A)＋(B)－(C)		売渡代金	＊999,155円
受入先	参加者	国債整理基金	振決参加者コード：９９０２	売渡代金入金店舗(注7)	○○銀行○○支店	売渡代金入金店舗コード	×××××××
	種別	種別名なし	種別コード：				
	口座区分	自己口Ⅰ	口座区分コード：０１				

※日本銀行では、所定の規則に基づき、日本銀行業務オンラインにより本書が提出された場合には、代表者またはその者から権限を付与された者から提出されたものとして取扱います。

（日本銀行使用欄）

日本銀行店舗名	
日本銀行店舗コード	

受付印（店名・日付）

国債売渡申込書（中途換金用）

注　意　事　項

（注１）売渡人が取りまとめ参加者の下位機関である非単独間接参加者取扱機関である場合には取りまとめ参加者が、単独間接参加者取扱機関である場合には中途換金取りまとめ参加者が記入すること。

（注２）売渡人が間接参加者取扱機関である場合には、当該売渡人の指定参加者の名称および参加者コードを記入すること。

（注３）売渡人が参加者取扱機関である場合には、自己口Ｉと記入すること。売渡人が間接参加者取扱機関である場合には、預り口と記入すること。

（注４）売渡人が単独間接参加者取扱機関である場合にのみ、当該売渡人の名称および売渡人コードを記入すること。

（注５）経過利子相当額は、個人向け国債の事務取扱いに関する細則［参考１］の計算式により算出すること。

（注６）中途換金調整額は、個人向け国債の事務取扱いに関する細則［参考１］の計算式により算出すること。

（注７）売渡人が「国債資金同時受渡に関する規則」第２条第２項第９号に定める約定金融機関等である場合には、当該売渡人の国債資金同時受渡関係事務における資金受入・払込先を記入すること。その他の場合には、売渡代金入金店舗として予め日本銀行に届出た先を記入すること。

○　［参考２］６．中「国債売渡申込書（個人向け国債中途換金用）」を「国債売渡申込書（中途換金用）」に改める。

○　［参考２］７．を次のとおり改める（全面改正）。

７．国債売渡申込明細書（国債中途換金用）

提出日付を記入

国債売渡申込明細書（国債中途換金用）

（提出日）　9.12.16

日　本　銀　行　　御中

（金融機関等）　〇〇中央金庫

当方が　　令和9年12月16日　に行った、売渡日を　　令和9年12月17日　とする当方の下位機関である間接参加者取扱機関が権利を有する個人向け国債の中途換金にかかる国債整理基金に対する売渡申込みの明細は別紙（計　　9　　枚）のとおりです。

（注意事項）

１．別紙明細は、銘柄別に作成して下さい。

２．別紙が複数枚になる場合には、各葉の右上部に連続番号を記載して下さい。

（書式適宜）

別紙

連続番号　１／９

銘　　柄	払 出 先 参 加 者
個人向け利付国庫債券プラス（変動・１０年） 第　２０１　回	○○中央金庫
売　渡　申　込　人	**額　面　金　額**
	円
○○信用金庫	１，９００，０００
△△信用金庫	６，０５０，０００
××信用金庫	２９０，０００
□□信用金庫	７８０，０００
以下余白	

○　［参考２］８．を次のとおり改める（全面改正）。

８．国債払込不履行内訳明細書

提出日付を記入

国債払込不履行内訳明細書

（日付）9. 1. 18

日 本 銀 行　　御中

（金融機関等名）

株式会社　○○銀行

（金融機関等コード）
0015

個人向け国債の募集の取扱いに当たり、顧客からの払込不履行が発生したことから、当該払込不履行にかかる個人向け国債につき、令和 9 年 1 月 18 日に、「個人向け国債の事務取扱いに関する細則」の規定に基づき行った国債整理基金への国債売渡の申込みの明細は下記のとおりです。

記

銘　　柄	取扱機関数
個人向け利付国庫債券プラス（変動・10 年）　第　201　回	3

取扱機関名	払込不履行発生額（額面金額）（円）
株式会社○○銀行	2,700,000
株式会社△△証券	600,000
株式会社××銀行	1,840,000
以下余白	

（注意事項）

取扱機関数欄には、本明細書により払込不履行発生額の報告を行う取扱機関の数を記入すること。

別紙２．

経過措置

○　改正前の「個人向け国債の事務取扱いに関する細則」［参考２］に定める書式については、当分の間、補正せずに使用することができる。この場合、改正後の諸規程における下表右欄に掲げる書類名は、同表左欄に掲げる書類名に読み替える。

書類名（改正前）	書類名（改正後）
国債売渡申込書（個人向け国債中途換金用）	国債売渡申込書（中途換金用）
国債売渡申込明細書（個人向け国債中途換金用）	国債売渡申込明細書（国債中途換金用）
個人向け国債払込不履行内訳明細書	国債払込不履行内訳明細書